

4 目標の設定

(1) 公共建築物の目標設定

公共建築物については、次の目標を定めます。

1. 本計画の目標年次である2045（平成57年）の将来人口（3,372人）が2015（平成27）年の推計人口3,689人の約9%減であることを踏まえ、計画期間中に延床面積の約9%縮減を最低目標として定めます。
2. 第1期から第3期までの実施期間ごとに財政状況と人口推計を見直し、上記の延床面積縮減の妥当性を検証します。
3. 官民連携手法の導入、コスト縮減、長寿命化、施設の複合化、集約化などの再編手法を積極的に導入します。

(2) インフラ資産の目標について

インフラ資産については、次の目標を定めます。

1. インフラ資産については、特に数値目標は定めませんが、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日）を踏まえて、各施設の長寿命化計画を定めて、安心・安全の確保と経費の縮減を進めます。
2. 本計画の計画期間には、技術の革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることは明らかです。本村においても、国、県、近隣市町村とも連携しながら、そのような方向性に取り組みます。

図表 3.4 インフラ長寿命化基本計画概要

<p>○個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築 ○メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化 ○産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成</p>	
<p>1. 目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全で強靱なインフラシステムの構築 ○統合的・一体的なインフラマネジメントの実現 ○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化 <p>2. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ○メンテナンス産業の育成 ○多様な施策・主体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災・減災対策との連携による維持管理・更新を効率化 ➢ 政府・産学官、地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上 <p>3. 計画の策定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インフラ長寿命化計画（行動計画） ○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画） 	<p>4. 必要施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断：定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等 ・ 修繕・更新：優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等 ・ 基準類の整備：施設の特性等を踏まえたマニュアル等の整備、新たな見地の反映等 ・ 情報基盤の整備と活用：電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等 ・ 新技術の開発・導入：ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等 ・ 予算管理：新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等 ・ 体制の構築：【国】技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実／【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用／【民間企業】入札制度の改善等 ・ 法令等の整備：基準類の体系的な整備等 <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示 ➢ 計画のフォローアップの実施

※※「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）：2014年（平成26年）10月」を基に編集